

飛散防止のポイント

農薬地上散布の場合



西二隣人家アレバ連絡シ
東二隣ノ畠アレバ確認シ



お問い合わせ先

緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区
内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511
FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

農業工業会

〒103-0025 東京都中央区
日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

○農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

正しく使って、飛散を防止! 注意事項をきちんとチェックしましょう。

①周辺の事前チェックと対策

- 事前に周辺の状況を確認。安全な散布方法を検討しよう。
飛散に気をつける箇所を確認し、散布を控えた方が良い場所や、飛散防止対策を決めましょう。

裏面 対策例 1 参照

- 近隣の農家に農薬散布のスケジュールについて連絡しよう。
農作業(収穫など)の予定や、使用農薬について情報交換しましょう。

裏面 対策例 4 参照

②散布前の準備

- 農薬を選ぶときは、剤型や施用方法も検討しよう。
作物や対象病害虫・雑草によっては、飛散しにくい剤型や施用方法で使用できる農薬があります。利用できないか検討してみましょう。

裏面 対策例 2 参照



③散布時に守ること

- 風の状況を確認し、飛散の恐れがあるときは散布作業は中止または延期しよう。

風の少ない時間帯(早朝、夕方)を選び、散布作業を行いましょう。
風の変化に注意し、状況によって散布位置を調節したり、散布を中断するようにしましょう。

裏面 対策例 2 参照

④正しい散布を心がけよう。

無駄な散布を最小限に抑えることが飛散防止になります。

裏面 対策例 3 参照



散布後も安全性や環境への配慮を忘れずに

後片付けもしっかりしよう。

●散布機・器具の洗浄

散布機やタンク、ホースは十分に洗浄しましょう。その洗浄水等は、河川などに流入しないように適切に処理しましょう。

●空容器・空袋の処理

空容器・空袋は圃場内に放置しないようにしましょう。地域の回収方法に従い適切に処理しましょう。

きちんと記録しよう。

農薬を使用した年月日、農薬の種類、散布方法(希釈倍数、散布液量)とともに、飛散防止に関する内容(風向・風速、飛散防止対策の内容など)についても記録すると、改善の手助けとなります。

※裏面では、環境への配慮の例として、水田で農薬を使用する場合の水管理等についても紹介しています。

「飛散防止対策」は農薬適正使用の重要テーマ

農薬の散布では、散布方法や風などにより、粉末や散布液の飛沫(ミスト)が周辺に飛散する可能性があります。農薬の適正使用では、製品ラベルに表示された使用基準の遵守義務はもとより、近隣農地の作物等や住宅地等での飛散防止の注意が大切です。

食品衛生法で定める残留基準を超える農薬が農産物から検出された場合は、その農産物の流通が原則禁止されることになっています。行政や流通関係者が、残留農薬のリスク管理を適切に行う目的で、農産物中の残留農薬を分析する件数が増えました。厚生労働省の報告書によれば、残留基準を超過する例は、一律基準※1の0.01ppmを超えたケースを含めてまれです。しかし、残留基準を超えた場合には、農作物は販売できなくなったり、販売したものは回収が必要になります。また、新聞等に取り上げられ、風評被害の恐れもあります。粉末や散布液のミストが隣接圃場で収穫時期の近い作物に飛散すると、このようなケースに該当して問題になる可能性があるかもしれません。

また、住宅地周辺で農薬を使用する場合は、人やペットへの影響を心配する声や、洗濯物や自動車等への付着汚染の防止にも十分な配慮が欠かせません。農薬使用者には、農薬を安全で適正に使用する責務があります※2。また、農薬使用への理解と信頼を得るために、地域の人々と適切なコミュニケーションをはかることが必要です。

本冊子では、特に、地上散布での農薬の飛散防止を取り上げ、有効な対策について紹介いたしました。既に実践されている内容もあると思いますが、さらに、農薬を適正に使用する一助になれば幸いです。

※1「人の健康を損なう恐れない量として、厚生労働大臣が定める量」(一律基準)

※2「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」農林水産省・環境省令第5号
(農薬取締法、第12条第1項)



いくつかの対策を組み合わせて、飛散を防止しましょう。

対策例 1

●緩衝帯の設置 …… ア

圃場に隣接して、薬剤が散布して困る作物や物がある場合には、緩衝帯を設けて、そこには作付けしない。

●避難および覆いかけ …… イ

周辺に薬剤が飛散して作物や物に付着するおそれがある場合には、一時的に移動したり、シートなどで被う。

●障壁の設置 …… ウ

畑の周囲や境界に、障壁となる飛散防止ネットを設置したり、障壁作物（ソルゴーなど）を植栽する。



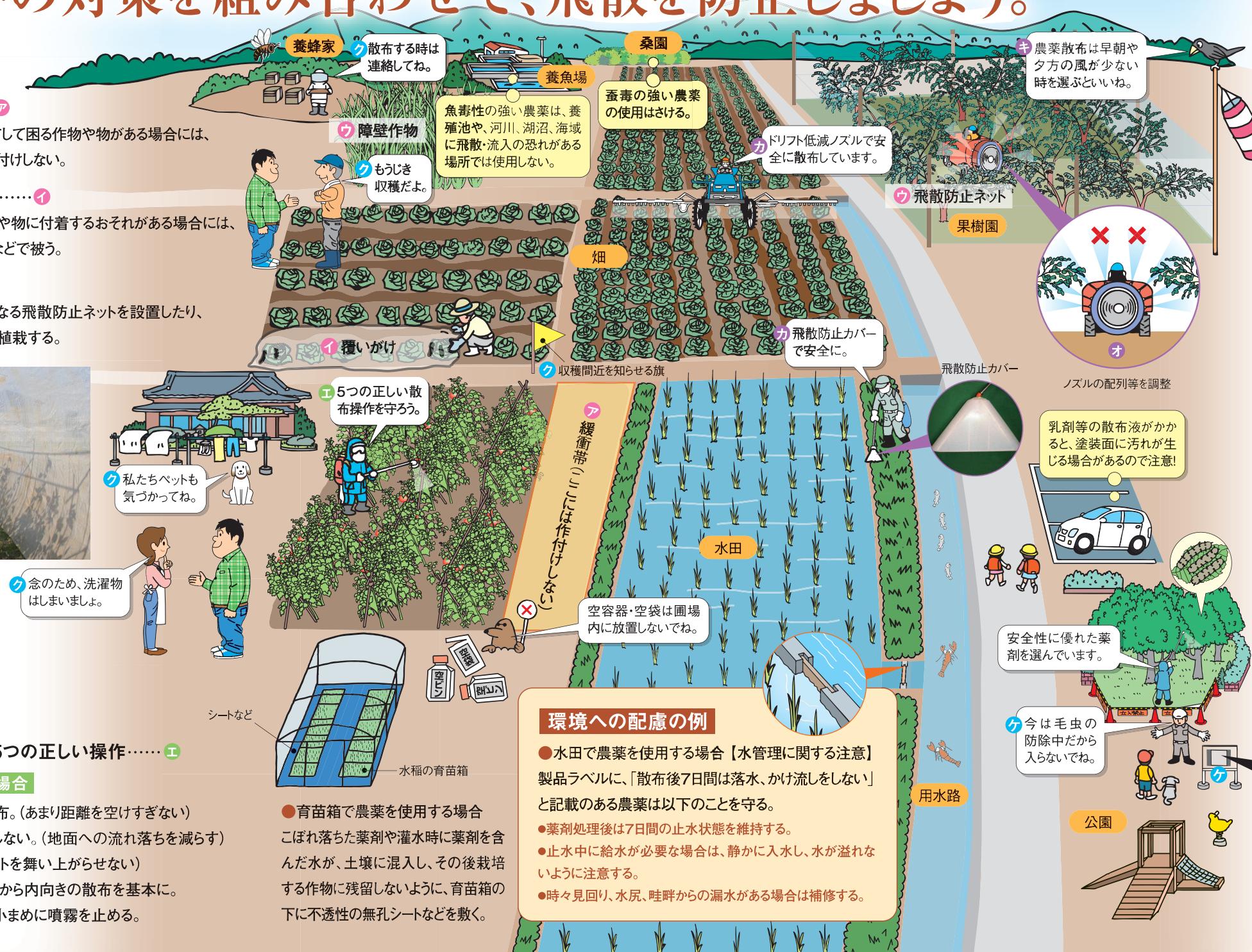
簡易ドリフト低減ネットの利用例
(写真提供:奈良県農業総合センター)

対策例 3

●飛散防止に役立つ5つの正しい操作 …… エ

希釈液を茎葉散布する場合

1. 作物にノズルを近づけ散布。(あまり距離を空けすぎない)
2. 必要以上の薬液を散布しない。(地面への流れ落ちを減らす)
3. 適正な圧力で散布。(ミストを舞い上がらせない)
4. 圃場の周縁部では、外側から内向きの散布を基本に。
5. 作物に散布しないときは小まめに噴霧を止める。



対策例 2

●飛散の少ない剤型や施用方法の選択

飛散の心配がほとんどない施用方法もあります。

●水田での例

育苗箱施用(粒剤)
原液湛水散布(フロアブル剤)

●畑作での例

野菜セル苗灌注処理(液剤)
定植穴散布(粒剤)

●散布機の調整 …… オ

スピードスプレイヤーの場合：園地の樹高・樹形に合わせノズルの配列、種類、噴霧量を調整する。送風量はできるだけ抑える。なお、旋回時には噴霧を止め、飛散が生じやすい箇所では手散布などで対処する。

●飛散防止器具 …… カ

ドリフト低減ノズルの利用：従来のノズルに比べ、飛散量を数分の1以下に低減できる。



飛散防止カバーの利用：飛散防止効果が高い。

●風に対する対応 …… キ

風が強いときには散布せず、風の向きにも注意する。

対策例 4

●近隣農家や周辺住民等ともよくコミュニケーション …… ク

事前に農薬散布のスケジュールや飛散防止対策の内容を説明し了解を得る。特に、近隣農家とはお互いの栽培状況や使用農薬などについても情報交換することが望ましい。圃場に旗を立て、収穫間近であることを生産者が知らせる方法もある。養蜂地帯では、養蜂家に向けての情報を事前に都道府県に報告する。

●公園や住宅地で樹木などに薬剤散布する場合 …… ケ

周辺住民と、農薬散布の必要性、安全性、飛散防止対策について十分にコミュニケーションを取る。

参考資料「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」
(環境省)

農薬散布のお知らせ	
日時	
場所	
薬の状況	
散布する農薬	
安全管理責任者	
作業責任者	

「農薬散布のお知らせ」の回覧・掲示